

発行所 株式会社 FPシミュレーション 大阪市中央区農人橋1丁目4-31 MRマエカワビル603  
TEL:06-946-8011 FAX:06-946-8727

### ◇ 一棟所有マンションの物納申請に許可

平成4年度の物納申請件数は、前年度の3倍を超え、1万件を突破するなど、都市部を中心に相続税物納申請件数が急激な増加をみせているが、このほど、東京国税局管内において、一棟所有マンションの物納に正式な許可が下った。

マンション物納について最終的な許可判断が示されたのは、全国でも初めてのケースであり、今後の先例として注目される。

現在、マンションの物納申請は、一棟所有、区分所有合わせて全国で数百件程度にのぼっている模様だが、管理面の問題等から財務局サイドが難色を示していると伝えられていた。

今回許可となった事例をみると、一棟全部のマンションを所有している納税者がマンションの管理事務を含めて一括して会社に賃貸していたケースである。物納によってマンションの所有者が納税者から国に変更されただけで、会社との契約は継続したままとなっている。

引続き会社が管理を行っているところから、管理面の問題がクリアされていることも、許可の大きな要因になった模様だ。

マンションの種類、立地条件、契約内容等それぞれ異なっているため、一概にはいえないものの、税務当局サイドの物納処理に対する積極姿勢がうかがえ、今後のマンション物納の動向が注目される。

### ◇ 申告義務ない人の還付申告は5年以内

今年はまだ始まったばかりですが、確定申告を毎年されている方はそろそろ準備を始めておられることでしょう。しかしサラリーマンにとっては確定申告は医療費控除の適用を受けて還付を受ける時ぐらいしかなじみのないものです。うっかりと医療費控除が受けられるのに前年以前で申告をお忘れになった方はいませんか。

サラリーマンのように所得税の確定申告をしていない場合には、5年前までの医療費控除を受けることができます。また、医療費以外にも、申告をする義務のない人が還付を受ける申告をする場合は、翌年の1月1日から5年間はいつでも申告できます。

医療費控除は、自分はもちろん生計を一にする配偶者や親族のために支払った金額を対象としています。手続きは、原則として医師や薬局の領収書を確定申告書に添付するか、提示する必要があります。ただし、医者などから領収書をもらえなかったときでも、治療場所、年月日、病気内容、支払った明細書を添付すると、場合によっては認められることがあります。

しかし事業主のように毎年確定申告している場合には、更正の請求ができるのは1年以内に限られています。ですから、今年の確定申告で控除適用を忘れた時には、今年の確定申告期までに更正の請求を行い、医療費控除の還付を受けることになります。